福岡県国土利用計画

(第四次)

平成21年3月

福岡県

福岡県国土利用計画(第四次)

平成21年3月26日 県 議 会 議 決

目 次

| 前文 | 1 |
|--------------------------------------|----|
| 第1 県土の利用に関する基本構想 | 2 |
| 1 県土の特性と土地利用の動向 | 2 |
| (1)県土の特性 | 2 |
| (2)土地利用の動向 | 3 |
| (3)土地利用転換の動向 | 5 |
| 2 県土利用の基本方針 | 6 |
| (1)県土利用の基本的な視点 | 6 |
| (2)県土利用の基本的条件の変化 | 7 |
| (3)県土利用の基本方向 | 10 |
| (4)利用区分別の県土利用の基本方向 | 12 |
| 第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 " | 16 |
| 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 | 16 |
| (1)農用地······ | |
| (2)森林······ | 17 |
| (3)水面・河川・水路 | |
| (4)道路 | |
| (5)宅地 | |
| (6)その他 | |
| (7)市街地······ | |
| 2 地域別の概要 | |
| (1)福岡地域 | |
| (2)筑後地域 | |
| (3)筑豊地域 | |
| (4) 北九州地域······ | 19 |
| 第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要… | 20 |
| 1 公共の福祉の優先 | |
| 2 土地関連法令の適切な運用 | |
| 3 土地利用計画等の整備・充実 | |
| 4 地域整備施策の推進 | |
| (1)アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策 | 20 |

| (2)先端成長産業の拠点形成に向けた施策21 |
|----------------------------|
| (3)交通・情報通信体系の整備に向けた施策21 |
| (4)地域及び地域産業の振興に向けた施策22 |
| 5 県土の保全と安全性の確保23 |
| (1)安全・安心な県土づくりに向けた施策23 |
| (2)安全・安心な地域社会の形成に向けた施策 |
| 6 環境の保全と美しい県土の形成24 |
| (1)循環と共生の社会の実現に向けた施策25 |
| (2)美しくゆとりある県土形成に向けた施策26 |
| 7 土地利用転換の適正化27 |
| 8 土地の有効利用の促進27 |
| (1)都市部の整備に関する施策28 |
| (2)農山漁村部の整備に関する施策28 |
| (3)産業用地の整備に関する施策 |
| 9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発29 |
| 10 計画の推進及び指標の活用29 |
| 第4 地域別の措置30 |
| 1 福岡地域30 |
| 2 筑後地域30 |
| 3 筑豊地域31 |
| 4 北九州地域32 |
| 第5 県内で特に必要とされる措置34 |
| 1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針34 |
| (1)広域的な視点による地域振興策の策定34 |
| (2)広域的な産業拠点の配置・誘導34 |
| (3)広域的な大規模集客施設の立地誘導34 |
| (4)広域的な景観形成34 |
| 2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針35 |
| (1)産業の活力を支えるための土地利用の方針 |
| (2)都市の活力を支えるための土地利用の方針 |
| (3)中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針 |
| (4)良好な景観形成を支えるための土地利用の方針36 |
| (5)市町村計画の策定に係る調整方針36 |
| 3 県土利用に関する地理情報の整備36 |

前文

本計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、福岡県の区域における国土(以下「県土」という。)の利用に関する基本的事項を定めた総合的かつ長期的な計画(以下「福岡県国土利用計画」という。)であり、すべての県土利用に関する計画が指針とすべき計画である。

また、県下の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)及び福岡県土地利用基本計画の基本となるものである。

県土の利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、 地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配意して、健康で文化的な生活環 境の確保と県土の総体的な発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に 行わなければならない。

福岡県国土利用計画は、著しい経済・社会状況の変化などにより、必要に応じて見直しを行うものとする。

第1 県土の利用に関する基本構想

1 県土の特性と土地利用の動向

(1) 県土の特性

ア 自然的条件

福岡県は九州の北部に位置し、三方を性格の異なる海に囲まれ、九州はもとより西日本における交通の要衝を占めている。特に、福岡市、北九州市を中心に、人口や業務機能など諸機能の集積が進み、地域の拠点性が高まっている。福岡から東京への距離と同じ約1,000km圏内には、朝鮮半島や中国大陸沿岸の主要都市が含まれ、これら東アジア地域との交流が容易な位置にある。また、古くからこれらの地域との交流の窓口になっており、今後、アジアとの国際交流・連携の拠点としての役割が期待される。

平成17年現在の県土面積は、4,976km²で全国の総面積の約1.3%、九州の約12%を占めている。また、標高500m未満の土地が県土面積の9割以上を占め、傾斜が15°未満の面積が約6割と比較的緩やかな地形となっており、県土の利用区分別の土地利用は、全国平均と比較して森林の割合が低く、農用地、宅地などの割合が高くなっている。

福岡県の気候は概して温暖であり、県下の平均降水量は年間 1,794mm で全国平均とほぼ同じであるが、人口集積が高いため、人口 1 人当たりの降水量は全国平均の約 3 分の 1 と少なく、ダム適地も少ないなど、水資源の確保が難しい社会的、自然的条件を有している。

イ 人口と世帯

平成17年国勢調査によると、福岡県の人口は、504万9,908人で全国の約4%、 九州の約38%を占めている。人口の推移は、平成12年から平成17年の5年間に 約3万4,209人(0.7%)増加しており、増加率は全国とほぼ同じである。しかし、 人口が増加しているのは福岡地域(8万6,550人、3.7%)のみで、筑後地域、筑 豊地域、北九州地域は同期間にそれぞれ1万3,637人(1.6%)、1万5,595人(3.3%)、 2万3,109人(1.7%)減少しており、福岡都市圏への人口の集中がみられる。

また、平成 17年の世帯数は 200 万 9,911 世帯で、平成 12年から平成 17年の 5年間で 9万 2,190 世帯 (4.8%) 増加している。地域別にみると、同期間に福岡地域では 7万 2,024 世帯 (7.7%)、筑後地域は 1万 333 世帯 (3.6%)、筑豊地域は 1,334世帯 (0.8%)、北九州地域は 8,499世帯 (1.6%) といずれも増加している。

ウ経済・産業

第一次産業は、恵まれた自然的、社会的条件を背景に活発な生産活動が展開されてきた。しかし、近年、就業者の高齢化や後継者不足などによって、中山間地域において耕作放棄地や荒廃した森林が増加している。

第二次産業は、北九州工業地帯における鉄鋼・化学など、大牟田地区における石炭・化学などの素材型産業を中心に発展してきたが、2度のオイルショックを経て、素材型産業は低迷傾向が続いてきた。しかし、近年においては、自動車、半導体産業などの進出により加工組立型産業のウエイトが高まっている。特に自動車産業は、組立工場やエンジン工場、研究開発施設の立地、これらに関連する部品メーカーの進出が相次いでいる。

第三次産業は、卸売業、サービス業などが福岡都市圏を中心に発展している。 小売業では、大規模商業施設の郊外出店が進む一方で、中心市街地商店街においては小規模商店の減少、空き店舗の増加がみられる。

(2) 土地利用の動向

ア 農用地

農用地の面積は、平成 17 年は 9 万 213ha となっており、平成 7 年の 10 万 238ha から 10 年間に 1 万 25ha (10.0%) 減少した。平成 17 年の内訳は、田が 6 万 9,800ha (77.4%) と農用地の大半を占めている。10 年間の推移では、田 6,500ha (8.5%減) より畑 3,500ha (14.8%減) の減少率が高かったため、田の構成比が若干高まった。

平成7年から平成17年の10年間で農用地の減少率が高い市町村をみると、福岡市周辺の市町が上位を占めている。福岡都市圏の住宅地を中心とした宅地開発需要により、農用地が転用されてきたことが認められる。

また、近年、耕作放棄地が増大しており、平成 2 年の 3,947ha が平成 17 年には 7,030ha に達した。

イ 森林、原野

森林の面積は、平成17年は22万2,569haとなっており、平成7年の22万4,650haから10年間に2,081ha(0.9%)減少した。平成17年の内訳は、国有林が2万5,137ha(11.3%)、民有林が19万7,433ha(88.7%)となっている。10年間の推移では、国有林が416ha(1.6%)、民有林が1,664ha(0.8%)とそれぞれ減少している。

近年、木材価格の低迷や就業者の高齢化などにより、長期間手入れがなされず、 荒廃した森林が拡大している。その面積は平成 16 年度末時点で約 2 万 9,000ha と 推計され、森林面積全体の1割強を占めている。

原野の面積は、平成 17 年は 188ha となっており、平成 7 年の 189ha から 1ha 減少した。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路の面積は、平成 17 年は 2 万 1,003ha となっており、平成 7 年の 2 万 732ha から 10 年間に 271ha (1.3%) 増加した。平成 17 年の内訳は、水面が 3,544ha (16.9%)、河川が 1 万 2,528ha (59.6%)、水路が 4,931ha (23.5%) となっている。10 年間の推移では、水面が 92ha (2.7%)、河川が 120ha (1.0%)、水路が 59ha (1.2%) とそれぞれ増加している。

河川の面積の増加については、治水安全度を高めるための河川の整備を行ったこと、また、水面・水路の面積の増加については、多様な水需要に対する安定供給を図るため、水資源開発や、水路の整備を行ったことが背景として考えられる。

工 道路

道路の面積は、平成 17 年は 3 万 31ha となっており、平成 7 年の 2 万 7,368ha から 10 年間に 2,663ha (9.7%) 増加した。平成 17 年の内訳は、一般道路が 2 万 6,478ha (88.2%)、農道が 1,863ha (6.2%)、林道が 1,690ha (5.6%) となっている。 10 年間の推移では、一般道路が 2,731ha (11.5%)、林道が 57ha (3.5%) と増加している一方で、農道は 125ha (6.3%) 減少している。

一般道路の面積の増加については、高規格幹線道路や幹線道路の整備、快適で 安全な道路づくりに向けて幅員の拡張などを行ってきたこと、林道の面積の増加 は、森林整備に伴う作業道などの整備が背景として考えられる。一方、農道の面 積の減少については、農用地の面積の減少に伴うものと考えられる。

才 宅地

宅地の面積は、平成 17 年は 7 万 1,684ha となっており、平成 7 年の 6 万 4,963ha から 10 年間に 6,721ha (10.3%) 増加した。平成 17 年の内訳は、住宅地が 4 万 3,297ha (60.4%)、工業用地が 6,041ha (8.4%)、その他の宅地が 2 万 2,346ha (31.2%) となっている。 10 年間の推移では、住宅地が 4,643ha (12.0%)、その他の宅地が 2,201ha (10.9%) と増加している一方で、工業用地は 123ha (2.0%) 減少している。

住宅地の面積の増加は、人口や世帯数の増加に伴い住宅地の整備が進んだこと、 その他の宅地の面積の増加は、商業系、業務系施設の整備が背景として考えられる。一方、工業用地の面積の減少は、既存の工場の閉鎖による他用途への転換や、 新たな工場の進出が相対的に低調であったことなどが背景として考えられる。し かし、平成16年からは増加に転じており、これは、自動車関連産業の進出を中心とした用地需要の増大が背景として考えられる。

力 市街地

市街地の面積は、平成17年は5万5,965haとなっており、平成7年の5万4,870haから10年間に1,095ha(2.0%)増加した。

市街地の面積の増加は、宅地(住宅地及びその他の宅地)の増加に伴ったことが背景として考えられる。

近年の自動車に依存した暮らしの普及や大規模集客施設の幹線道路沿線及び郊外部への進出などにより、商店街の空き店舗などが増加し中心市街地の空洞化が問題となっている。

(3) 土地利用転換の動向

これまでの本県の土地利用転換をみると、増加する住宅地需要に対応するために、 農用地や森林を住宅地へと転換してきた。しかし、近年では、人口増加のペースが 鈍ってきたことや都心回帰の影響などによって、新たな住宅地の需要が減少してい る。その一方で、郊外型の大規模商業施設や自動車産業関係の工業用地の需要が発 生しており、農用地から工業用地、その他の宅地への転換がみられる。

全体的にみると、土地利用転換の大部分を占めていた農用地の住宅地への転換が減少していることから、本県の土地利用転換圧力は低下している。しかし、今後は、自動車関連産業を中心とした工業用地や研究開発施設などの業務用地の需要が高まることが予想され、他用途から宅地への転換が拡大傾向へ転じる可能性が高い。

2 県土利用の基本方針

(1) 県土利用の基本的な視点

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活 及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤となるものである。

この県土を適切に利用・保全して、次世代に引き継いでいくことは県民の責務である。

そのために、以下のような基本的な視点を踏まえ、県土利用の基本方向を考える ものとする。

ア 公共の福祉の優先

土地は、公共の利害に深く関係する特性を有していることから、県土の利用に 当たっては、公共の福祉を優先することを原則とする。

イ 土地利用の不可逆性への配慮

土地利用に当たっては、土地の不可逆性に配慮し、貴重な自然環境や農用地、森林の保全について十分な配慮を行いつつ、必要な箇所については、周辺地域の安全や環境を考慮するものとする。

ウ 土地の有効利用

土地は、安全と環境に配慮し、有効に利用されて初めてその価値を発揮するものであるとの考えの下、適正な土地利用計画に基づき、土地の有効利用の実現を図る。

エ 適正な地価の形成

地価の急激な変動は、県民の生活や生産活動に直接的な影響を及ぼし、適正な土地の利用を阻害することから、適正な地価の形成を図る。

オ 良好な環境や景観の保全・創造

良好な自然・生活環境や美しい景観は、豊かな県民生活の実現に必要不可欠なものであることから、その保全・創造に努める。

カ 県民生活の安全性の確保

風水害や地震をはじめとする自然災害などに対する防災対策の充実、犯罪防止 や交通事故抑止に向けた環境整備などを念頭におき、県民が安全で安心して暮ら せるよう、適切な県土利用を図る。

(2) 県土利用の基本的条件の変化

今後 10 年程度の県土利用を計画するに当たっては、下記の環境変化と課題及びポテンシャルをそれぞれ考慮する必要がある。

ア 県土を取り巻く環境変化と課題

(ア) グローバル化の進展への対応

交通・通信技術の飛躍的向上により、国境を越えた経済のグローバル化が着実に進んでおり、本県の経済も以前にも増して海外との結びつきを強めている。アジアの交流拠点として発展していく本県の県土利用に当たっては、グローバル化に対応できる学術・文化などの知的拠点を形成するとともに、港湾、空港、道路、情報通信などの交流基盤のさらなる機能強化が必要である。

(イ) 21世紀型広域都市圏の形成と拠点づくり

豊かな県民生活を実現するためには、働きやすく、住みやすく、利便性の高い新時代の都市圏づくりを進めることが必要である。県土利用に当たっては、市町村合併の進展を踏まえながら、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点をつくり、それらを道路や情報インフラで結び、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の広域都市圏づくりを進める必要がある。

(ウ) 産業拠点の計画的な整備

本県の持続的な成長を図るためには、自動車・半導体関連産業をはじめ、バイオ、ナノテクなど国際競争力のある先端成長産業の育成、拠点化が求められる。そのためには、モノづくり拠点の整備だけではなく物流・情報などの産業インフラを一体的に整備する必要があり、県土利用に当たっては、工業用地・用水を確保するとともに、アクセス道路や物流・情報などの産業基盤の整備、人材育成など総体的な取組を通じて、産業拠点の計画的な整備・配置を進める必要がある。

(エ) 街なか再生と集約型都市構造への転換

本県では、モータリゼーションの進展などを背景に、住宅、商業、公共公益 施設などの郊外立地が進み、都市機能の拡散現象が進行したことに伴い、中心 市街地の空洞化が進むなど、都市の魅力が失われつつある。今後、少子高齢化の進展や環境問題の深刻化、自治体の投資余力の低下が予想される中、持続可能な都市形成を図るためには、街なか再生に取り組み、商業施設や公共施設などの大規模集客施設を街なかに集積させて集約型都市構造への転換を図る必要がある。

(オ) 中山間地域等の活力向上

中山間地域や離島では、人口減少や高齢化の進展、若年層の流出などにより、 地域の活力低下が顕在化している。また、農林水産業などの担い手不足や地域 交通、医療・福祉などの社会的サービスの低下等も懸念されている。このため、 農林水産業をはじめ、地域特性を踏まえた産業基盤の整備を進めるとともに、 高速大容量の情報通信網(ブロードバンド)や生活道路などの生活環境基盤の 整備を進めることにより、定住環境の整備を図る必要がある。

(カ) 都市と農山漁村との交流・連携促進に対応する県土整備

余暇時間の増大や生活水準の向上などにより、県民の価値観や生活様式の多様化が進み、都市住民のグリーンツーリズムや田舎暮らし、森づくり活動への参加などが進展しつつある。今後、地域の特性を踏まえた都市と農山漁村との交流・連携を促進する県土利用を進める必要がある。

(キ) 心の豊かさや景観配慮を求める県民ニーズへの対応

良好なまちなみ景観の形成や里地里山の保全・再生、自然とのふれあい、心の豊かさなどに対する県民の意識が高まっている。県土利用に当たっては、安全面や環境面も含め、自然と調和した美しくゆとりがあり、地域の魅力を高める県土づくりを進める必要がある。

(ク)環境問題への対応

地球温暖化の進行や地球規模での生態系の危機、都市部におけるヒートアイランド現象、あるいはダイオキシン類など有害物質による環境汚染等、環境問題に対する関心が高まっている。また、東アジアの経済成長に伴う資源制約の高まりや消費資源の安定的確保に係る懸念などに適切に対処することが必要である。県土利用に当たっては、太陽光、バイオマスなどの新エネルギーの普及促進や環境負荷の少ない都市構造の構築、自然の保全・再生等を図ることにより、循環と共生を重視した土地利用を進める必要がある。

(ケ) 安全・安心な県土の形成

近年、住民の安全を脅かす風水害や地震など様々な災害が発生している。また、耕作放棄地や荒廃した森林の増加により国土保全機能の低下が懸念されている。さらに、交通安全や防犯対策の充実など、安全・安心な社会の実現に対する県民の要請が高まっている。県土利用に当たっては、総合的な治水対策や防災拠点の整備を推進するほか、農用地や森林の整備・保全を通じて国土保全機能の向上を図るとともに、安全に通行できる道路の整備や都市部におけるオープンスペースの確保など、県民が安全で安心して暮らせる地域づくりを進める必要がある。

(コ) 地域づくりへの多様な主体の参画促進

近年、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体が参画した地域づくりの動きがみられる。一方、農山漁村や郊外住宅団地をはじめ、高齢化や核家族化などによる地域コミュニティの弱体化が顕著となっている。地域づくりへの住民の主体的な取組やコミュニティの維持・強化の観点からも、多様な主体が参画し地域資源を最大限に活用する適切な県土利用を進める必要がある。

イ 県土が持つポテンシャル

(ア) 東アジアとの近接性

本県は東アジアと地理的に近く、古くから交流が盛んに行われ、交流のフロンティアとしての役割を担っている。

現在でも、アジア太平洋こども会議やシリコンシーベルトサミット福岡の開催など、様々な分野における国際的なイベントが行われるとともに、中国、韓国など東アジアを中心に海外との経済交流をはじめ、人材交流、文化交流等が着実に進展している。最近では、タイ、インド、ベトナムなど、交流範囲も拡大している。

また、平成17年に開館した九州国立博物館は、アジアにおける文化交流拠点としてさらなる発展が期待されている。

このように、本県は、急速な経済発展を遂げているアジア地域とともに発展 する交流拠点としてのポテンシャルを有している。

(イ) 競争力の高い産業集積と技術力の集積

本県には、早くから鉄鋼や化学といった素材型産業が立地しているが、近年は自動車産業の生産拠点として、関連産業の集積が進んでいる。また、電子部品・デバイス産業の集積や環境・エネルギー分野、モノづくりに関する多様な産業・技術の集積と人材の育成機能が充実している。システムLSI、ロボッ

ト、バイオ、ナノテク、水素エネルギーなどの先端成長産業の育成や研究開発 拠点の形成を図る取組も進められている。

さらに、本県は、わが国でも有数の大学・高等専門学校の集積地であるとと もに、良質な労働力の存在もあり、企業立地に優位なポテンシャルを有してい る。

(ウ) 都市と農山漁村の近接性

本県は、福岡市、北九州市、久留米市、飯塚市、大牟田市、行橋市など地域の拠点性を有する都市がバランスよく配置され、道路や鉄道など交通網が発達していることから、県内各地から拠点的な都市へ概ね1時間以内で移動することができる。

都市と自然、都市と農山漁村が近接し、豊かな生活環境に恵まれた点が、本 県のポテンシャルである。都市住民は、農山漁村の美しい景観、ゆとりある生 活空間、伝統文化、新鮮な農林水産物などを享受することができ、農山漁村に おいても、雇用の場の確保や医療、教育、文化などの都市機能を活用する等、 都市と農山漁村が近接するメリットを活かした地域づくりが進められている。

(エ) 交通網の発達

本県では、九州縦貫自動車道や九州横断自動車道などの高速道路、新幹線、 福岡空港や北九州空港といった高速交通基盤が整備されるとともに、国際コン テナ貨物の増大や国際航路の就航に対応した港湾整備が進められ、広域的な交 通網が発達している。

また、平成22年度末に九州新幹線鹿児島ルートの全線開業が予定され、東九州自動車道及び有明海沿岸道路の整備が進められている。さらに、博多港、北九州港、三池港及び苅田港の機能拡充が進められ、福岡空港及び北九州空港についても機能拡充が図られている。

これらの交通網の整備により、県内外への移動時間がさらに短縮されるだけではなく、圏域を越えた交流の活発化が図られるとともに、国内外の主要都市とのネットワークの一層の拡充が期待される。

(3) 県土利用の基本方向

本県における県土の利用は、本県の継続的な経済的・文化的発展と豊かな県民生活の実現に資するものでなければならない。そのためには、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえながら、県土が持つポテンシャルを最大限に活用することにより、グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するとともに、県土利用

の質的向上を進めていくことが必要である。

グローバル化の進展に伴う国際的な地域間競争に対応するためには、自動車産業をはじめシステムLSI、バイオなど先端成長産業の更なる集積を図り、アジアにおける産業集積拠点を目指す必要がある。また、アジアとの多様で高度な交流・連携関係を一層深めていくことにより、深刻化する都市・環境問題の知的戦略拠点、知的拠点として展開する学術集積拠点、国際分業を支える戦略的物流結節拠点、人的交流・情報交流拠点、文化・生活創造発信拠点として「アジア交流広域都市圏」の構築を目指していくことが求められている。

一方、県土利用の質的向上に関しては、良好な景観に配慮した美しくゆとりのある県土利用、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用を基本とする。また、県内各地にバランスよく保健・医療・福祉・文化・教育・産業などの拠点を配置し、それらを道路や情報インフラなどのネットワークで結び、人的交流や地域間の連携を図るとともに、都市と農山漁村が相互に補完し合い、全体が一体的に発展する県土ふくおかを創造する。さらに、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域づくり等の取組を積極的に支援するとともに、これらの団体との協働を図る。

都市部では、中心市街地における大規模集客施設の立地誘導や街なか居住などを 促進し、都市機能の集積を図りつつ、既成市街地においては、再開発や低未利用地 の活用などにより土地利用の高度化を進める。

都市整備に当たっては、地域防災拠点の整備やオープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化などにより、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造を形成する。また、住居系、商業系、業務系などの多様な機能をバランスよく配置し、健全な水循環系の構築や緑地・水面などの効率的な配置により、環境負荷が少ない集約型の都市構造を形成する。また、美しく良好なまちなみ景観の形成を図る。

人口増加や産業集積などにより、新たな土地需要が見込まれる地域については、 景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分に配慮し、既存の低未利用地を活用 するほか、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

農山漁村部では、豊かで美しい自然環境の維持・保全、里地里山の保全・再生、 良好な景観の形成に取り組みつつ、良好な生活環境を整備するとともに、道路など のネットワーク化を進めることにより、都市部との交流を促進する。

農業や森林の持つ国土保全機能など多面的機能を最大限に発揮させるため、優良

農用地や森林を確保し、その整備と保全、利用の高度化を図るとともに、多様な主体の参画などにより国土資源の適切な管理を図る。

拡大する耕作放棄地については、農業的な土地利用を積極的に進めることとし、 農業的土地利用が困難なものについては、地域の特性に応じた非農業的な土地利用 を検討するなど、その有効利用を促進する。荒廃した森林については、森林環境税 を活用し、森林再生のための施策を積極的に展開する。

産業用地や一般廃棄物処理施設の立地に当たっては、自然環境や生活環境、地域 農業に及ぼす影響に十分に配慮し、土地利用計画に位置付けるなど総合的かつ適正 な調整の下で、計画的な整備を図る。また、産業廃棄物処理施設の立地に当たって は、地域住民の意見などを十分に踏まえ、適正な土地利用に努める。

自然公園地域など自然環境を保全すべき地域については、生物の多様性の確保や 生態系の維持、優れた風景の保護、自然とのふれあいの増進などに配慮しつつ、適 正な維持・管理を図る。また、自然環境が劣化している場合は、再生に努める。

(4) 利用区分別の県土利用の基本方向

ア 農用地

農用地については、農業生産にとって最も基礎的な資源であることを踏まえ、 効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県内の食料自給率の向上と農業 生産力の維持強化に向け、必要な優良農用地の確保と整備を図る。なお、食料の 安定供給を見据え、農用地や農業用水の確保と併せて、担い手の確保に努める。

農用地の整備に当たっては、意欲ある担い手への利用集積を促進するなど農作業の集約・効率化を推進する。また、農用地は、農業生産活動が行われることにより、国土保全機能や良好な景観形成などの多面的機能を有することから、これらの機能が十分に発揮されるよう適切な維持・管理を図るとともに、減農薬、減化学肥料栽培に取り組むなど環境に配慮した農業生産を推進する。

市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点から、緑地やオープンスペースとしての機能に留意しつつ、その有効利用を図る。また、市街地周辺部や中山間地域の農用地については、優良農用地としての整備を図るほか、他の土地利用との調整を踏まえ、地域の特性を活かした有効利用についても検討する。

イ 森林、原野

森林については、森林の持つ水源かん養機能、地球温暖化防止機能などの多面 的機能や木材等生産機能が継続的に発揮されるよう、積極的に整備と保全を図る。 森林の整備に当たっては、人工林の適正管理などを推進するとともに、長伐期 林や複層林などの多様な森林の造成を図る。

都市近郊の森林については、良好な生活環境を確保するため、保健休養やレクリエーションの場としての整備を図るほか、緑地として保全する。また、農山漁村部の森林については、地域の特性を活かした利用について検討するほか、間伐などの森林整備事業を積極的に展開し、その維持・管理に努める。さらに、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林など自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。なお、荒廃した森林については、森林環境税を活用し、その再生に努める。

原野については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

ウ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川はん濫地域における安全性の確保、多様な水需要に対するより安定した水供給のための水資源開発、農業用用排水路の整備などに要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新などを通じて、既存用地の持続的な利用を図る。これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築などを通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、生物の多様な生息・生育環境や、自然の水質浄化作用、うるおいのある水辺環境、都市における貴重なオープンスペースなど多様な機能の維持・向上を図る。

水面については、治水・利水及び環境の保全において総合的に河川管理が確保 されるようにダム開発事業を実施するとともに、ため池の計画的な改修を推進す る。

河川については、総合的な治水事業を推進するとともに、やすらぎとうるおい のある水辺空間の形成を図る。

水路については、地域の特性に応じた整備を図る。

工 道路

道路は、日常生活や産業、経済活動を支える最も基本的な社会資本であるため、 投資効率を考慮しつつ、環境の保全にも十分配慮し、道路整備の推進を図る。

一般道路については、県内各地域間のネットワーク形成や産業育成に向けた広域幹線道路網の整備及び地域に必要な生活道路の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性や快適性の向上、防災機能の向上などに留意するとともに、環境の保全に十分配慮し、良好な沿道環境の形成に努める。

農道及び林道については、自然環境の保全に十分配慮しつつ、農林業の生産性 向上や農用地及び森林の適正な管理のため、必要な用地の確保を図るとともに、 適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。

才 宅地

(ア) 住宅地

住宅地については、少子高齢化の進行や少人数世帯の増加、生活様式や居住ニーズの多様化を受け、豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能などに優れた良質な住宅ストックの形成を図るとともに、良好な居住環境が形成されるよう必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地においては、安全性とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、街なか居住を促進する。また、郊外部の住宅団地については、既存ストックの機能向上や住み替えを円滑にする住宅市場の環境整備を図ることにより、再生を図る。

(イ) 工業用地

工業用地については、企業立地に的確に対応できるよう、必要な用地の確保を図る。新たな工業用地の整備に当たっては、周辺地域の景観や環境保全、地域農業に及ぼす影響に十分配慮し、低未利用地を活用するほか、土地利用計画に位置づけるなど総合的かつ適正な調整の下で計画的に行う。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地については、県内各地域の拠点都市における都市福利施設の整備や商業の活性化、良好な環境の形成などに配慮し、事務所、店舗用地などについて必要な用地の確保を図る。また、産業振興や雇用の拡大の観点から、自動車産業をはじめとした研究開発施設について必要な用地の確保を図る。

特に、中心市街地における空き店舗の増加、低未利用地の発生などの問題に 対応するため、街なか再生に向けた施策を展開するとともに、大規模集客施設 の適正な立地誘導を図る。

カ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から、施設の特性に応じて空き屋・空き店舗の再生利用や街なか立地誘導を図る。

耕作放棄地については、放牧地などとしての利用や流動化を促進して農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の特性に応じて施設用地、森林など農用地以外への転換による有効利用を図る。

閉校跡地については、地域の活性化に向けて、周辺地域の環境に配慮し、地域の特性に応じた有効利用を図る。

廃棄物処理施設については、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、必要な用 地の確保を図る。

沿岸域については、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適切な利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

キ 市街地

市街地については、環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成に向け、集 約型の都市構造への転換を図る。特に中心市街地については、商業をはじめとし て、居住空間、保健・医療・福祉、文化・芸術など多様な機能が適切に集積し、 魅力的な都市生活が営める街なか再生を推進する。そのために、都市構造に影響 する大規模集客施設の立地を誘導すべき地域と抑制すべき地域を明確にする。

第2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

計画の目標年次は平成29年とし、基準年次は平成16年とする。

県土の利用区分は、農用地、森林、原野、水面・河川・水路、道路、宅地、その 他の地目別区分及び市街地とする。

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口などを前提とし、用地原単位などを考え合わせて利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

県土の利用の基本構想に基づく目標年次の利用区分ごとの規模の目標は、次表の とおりである。

なお、次表の数値については、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的 に理解されるべき性格のものである。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

単位:ha、%

| | | | | | | | <u> 単位:ha、%</u> | |
|---|---------|----------------------|---------|----------|-------|-------|-----------------|--|
| | | | | 県 | 計 | | | |
| | | 平成16年 平成29年 増減面積 構成比 | | 29/16 | | | | |
| | | 十八10年 | 十成29年 | 坦 | 16年 | 29年 | 29/10 | |
| 農 | 用地 | 90,910 | 82,810 | Δ 8,100 | 18.3 | 16.6 | 91.1 | |
| | 農地 | 90,600 | 82,500 | △ 8,100 | 18.2 | 16.6 | 91.1 | |
| | 採草放牧地 | 310 | 310 | 0 | 0.1 | 0.1 | 100.0 | |
| 森 | 林 | 222,570 | 222,570 | 0 | 44.7 | 44.7 | 100.0 | |
| 原 | 野 | 190 | 190 | 0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | |
| 水 | 面∙河川∙水路 | 20,900 | 21,560 | 660 | 4.2 | 4.3 | 103.2 | |
| | 水面 | 3,520 | 3,940 | 420 | 0.7 | 0.8 | 111.9 | |
| | 河川 | 12,510 | 12,660 | 150 | 2.5 | 2.5 | 101.2 | |
| | 水路 | 4,870 | 4,960 | 90 | 1.0 | 1.0 | 101.8 | |
| 道 | 路 | 29,580 | 33,690 | 4,110 | 5.9 | 6.8 | 113.9 | |
| | 一般道路 | 26,040 | 30,000 | 3,960 | 5.2 | 6.0 | 115.2 | |
| | 農道 | 1,860 | 1,790 | △ 70 | 0.4 | 0.4 | 96.2 | |
| | 林道 | 1,680 | 1,900 | 220 | 0.3 | 0.4 | 113.1 | |
| 宅 | 地 | 71,340 | 77,360 | 6,020 | 14.3 | 15.5 | 108.4 | |
| | 住宅地 | 43,020 | 45,320 | 2,300 | 8.6 | 9.1 | 105.3 | |
| | 工業用地 | 5,750 | 6,420 | 670 | 1.2 | 1.3 | 111.7 | |
| | その他の宅地 | 22,570 | 25,620 | 3,050 | 4.5 | 5.1 | 113.5 | |
| そ | の他 | 62,000 | 60,160 | Δ 1,840 | 12.5 | 12.1 | 97.0 | |
| 合 | 計 | 497,490 | 498,340 | 850 | 100.0 | 100.0 | 100.2 | |
| 市 | 街地 | 55,970 | 56,810 | 840 | 11.3 | 11.4 | 101.5 | |

- 注(1) 地目区分は、福岡県調べによる。
 - (2) 市街地は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。平成16年の市街地の面積は、平成17年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
 - (3) 合計(県土面積)の増加は、港湾計画などで位置付けられているもののうち、平成19年3月31日現在、公有水面埋立免許取得済みのものを計上しており、これ以外にも新規埋立はありうる。

(1)農用地

食料の安定供給、国土の保全、自然環境の保全など農業の持つ多面的機能を維持する見地から、優良農用地の確保に努めるものとするが、道路の整備や企業の進出などに伴う宅地等への転換により減少し、8万2,810ha程度となる。

(2) 森林

一部宅地などへの転換があるものの、森林の持つ多面的機能を維持する見地から 適切な管理を図り、耕作放棄地などの森林への転換や植林の促進等により、現状の 面積22万2,570haを維持する。

(3) 水面・河川・水路

多様な水需要に対するより安定した水供給のための新規水面用地の確保や河川、水路の整備などにより増加し、2万1,560ha程度となる。

(4) 道路

基幹道路である東九州自動車道や広域幹線道路網の整備、中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備などにより増加し、3万3,690ha程度となる。

(5) 宅地

住宅地については、世帯の増加や良質な住宅ストックの形成などを図ることによりなお増加し、4万5,320ha程度となる。

工業用地については、自動車産業などの集積により増加し、6,420ha 程度となる。 その他の宅地については、「アジア交流広域都市圏」の構築に向け事務所・物流 施設などが集積することにより増加し、2万5,620ha 程度となる。

(6) その他

公用・公共用施設の整備などによる増加と、耕作放棄地や低未利用地などの他用途への転換や有効利用等による減少により、6万160ha程度となる。

(7) 市街地

街なか居住の促進や都市機能の高度化などにより増加し、5万6,810ha 程度となる。

2 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標については、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の特性を活かした地域間の均衡と調和のある発展を図る見地から定めるものとする。今後、規模の目標を達成するため、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう適切に対処する必要がある。

地域区分は、福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域の4区分とする。

(1) 福岡地域

この地域は、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、 古賀市、福津市、朝倉市、筑紫郡(那珂川町)、糟屋郡(宇美町、篠栗町、志免町、 須恵町、新宮町、久山町、粕屋町)、朝倉郡(筑前町、東峰村)、糸島郡(二丈町、 志摩町)の10市11町1村で構成され、面積は15万3,500ha(県土の30.9%)であ る。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 2 万 530ha 程度、森

林・原野が 6 万 8,980ha 程度、水面・河川・水路が 4,990ha 程度、道路が 1 万 1,760ha 程度、宅地が 2 万 8,570ha 程度、その他が 1 万 8,860ha 程度、市街地が 2 万 4,820ha 程度となる。

(2) 筑後地域

この地域は、大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、 うきは市、みやま市、三井郡 (大刀洗町)、三潴郡 (大木町)、八女郡 (黒木町、立 花町、広川町、矢部村、星野村)の9市5町2村で構成され、面積は12万9,360ha (県土の26.0%)である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 3 万 4,740ha 程度、森林・原野が 4 万 6,820ha 程度、水面・河川・水路が 7,620ha 程度、道路が 8,530ha 程度、宅地が 1 万 6,300ha 程度、その他が 1 万 5,350ha 程度、市街地が 8,270ha 程度となる。

(3) 筑豊地域

この地域は、直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡(小竹町、鞍手町)、嘉穂郡(桂川町)、田川郡(香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町)の5市9町1村で構成され、面積は9万8,420ha(県土の19.8%)である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 1 万 2,550ha 程度、森林・原野が 5 万 2,960ha 程度、水面・河川・水路が 4,510ha 程度、道路が 5,540ha 程度、宅地が 1 万 240ha 程度、その他が 1 万 2,650ha 程度、市街地が 3,170ha 程度となる。

(4) 北九州地域

この地域は、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡(芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町)、京都郡(苅田町、みやこ町)、築上郡(吉富町、上毛町、築上町)の4市9町で構成され、面積は11万6,210ha(県土の23.4%)である。

平成 29 年における利用区分ごとの規模の目標は、農用地が 1 万 4,990ha 程度、森林・原野が 5 万 4,000ha 程度、水面・河川・水路が 4,440ha 程度、道路が 7,860ha 程度、宅地が 2 万 2,250ha 程度、その他が 1 万 3,300ha 程度、市街地が 2 万 550ha 程度となる。

第3 第1及び第2に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

○ 県土の利用については、公共の福祉を優先させるとともに、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるように努める。このため、各種の規制措置、誘導措置などを通じた総合的な対策の実施を図る。

2 土地関連法令の適切な運用

- 土地基本法、国土利用計画法及びこれらに関連する土地利用関係法令などの適切な運用と、これに基づく土地利用計画の充実や諸制度間の総合的な調整の強化により、計画的かつ適正な土地利用の確保を図る。
- 地価動向の的確な把握、土地取引の規制に関する措置及び注視区域や監視区域制度の適用など国土利用計画法等の適正な運用により、適正な地価の形成に努める。

3 土地利用計画等の整備・充実

- 市町村計画の整備・充実を図るため、未策定の市町村や目標年次到来に伴い改定が必要な市町村に対し、計画策定を働きかけるとともに、土地利用に関する情報の共有化を進める。同時に、無秩序な開発を防止するために、土地利用基本計画や都市計画などの土地利用計画の適正な運用により、適切かつ合理的な土地利用を推進する。
- 土地利用基本計画の適正な管理を行うことにより、都市計画、農業振興地域整備 計画などの土地利用計画に対する先行性、上位性を確保し、総合調整機能の強化を 図る。

4 地域整備施策の推進

(1) アジアを中心とした地域との多様な交流に向けた施策

- 九州国立博物館をアジアとの文化交流拠点として発展させるため、文化財の収集・展示・調査研究などを行うとともに、関係団体との連携を図る。
- 学術研究機能、都市機能及び産業機能の高度化と拠点性の向上を図り、各種プロジェクトごとの相互ネットワーク化を進める九州北部学術研究都市整備構想 (アジアス九州)を推進する。

- 県内に集積する高い環境技術を有する企業や研究機関、研修機関を活用して、 アジアにおいて環境対策に従事する人材を受け入れるなど国際的な環境人材の育 成を図るとともに、環境技術の情報発信や技術協力による国際貢献を進める。
- 留学生の支援を進めるとともに、アジアを中心とした地域と学術・スポーツなど目的に応じた交流を推進する。
- アジア・ユース・カルチャー・センターを通じて、アジアを中心とした地域と の若者文化交流を拡充する。

(2) 先端成長産業の拠点形成に向けた施策

- 生産台数 150 万台、地元調達率 70%、アジアの最先端拠点、次世代のクルマ 開発拠点といった北部九州自動車 150 万台生産拠点推進構想を推進する。
- LSI開発に関する大学などの頭脳資源や半導体関連産業の集積等を最大限に 活用し、アジア地域の核となる先端システムLSI開発拠点を構築する。
- バイオベンチャー企業・研究機関などバイオ産業が集積した「バイオクラスターの形成」を目指す。
- ロボット産業の振興により地域経済の活性化を図るため、産学官連携による「ロボット産業振興会議」を中核として、ロボット製品化のための研究開発支援、次世代ロボットの普及促進などを進め、新たなロボット産業の創出を図る。
- 産業の共通基盤であるナノテクを利用した産業振興を図るため、産学官で構成する「福岡ナノテク推進会議」を中核として、材料開発、加工技術の高度化、計測支援などの分野で交流連携、研究開発を推進する。
- 「福岡水素エネルギー戦略会議」を中核に、研究開発、社会実証、人材育成を はじめ水素エネルギーの開発・普及を総合的に展開し、水素エネルギーの拠点を 形成する。
- 「福岡コンテンツ産業拠点推進会議」を中核に、人材の育成・確保やビジネス機会の拡大などを図ることにより、コンテンツ関連企業の更なる集積を進め、コンテンツ産業の拠点化を目指す。
- 地域の特性やニーズに応じた多種多様な取組を活発化させる構造改革特区制度 を活用し、地域経済の活性化を図る。

(3)交通・情報通信体系の整備に向けた施策

- アジアを中心とした諸地域との人的交流や物流の拡大に向け、空港や港湾の機能充実を図るとともに、関連するアクセス道路の整備を促進する。
- 九州の大動脈として地域間交流圏を著しく拡大させ、沿線地域の産業、経済の活性化に大きく寄与し、九州の一体的浮揚・発展を図るため九州新幹線の整備を促進する。

- 高速交通ネットワークを形成する高規格幹線道路や地域高規格道路の整備を促進する。
- 県内各地域間を結ぶ広域幹線道路網の整備や中山間地域振興をはじめとした地域に必要な生活道路の整備を進める。
- 地域の産業や人的交流の活発化に貢献する地域活性化インターチェンジ、スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、関連するアクセス道路などの整備を推進する。
- 情報インフラを活用し多様な雇用機会を創出するとともに、特産品の販売促進などを可能とするため、中山間地域や離島のブロードバンド環境の整備を図る。
- ふくおかiDC (インターネットデータセンター)など、高度な情報通信基盤 の活用を促進する。

(4) 地域及び地域産業の振興に向けた施策

- 地域が持つ産業・観光・文化資源や可能性を発掘し、広くネットワークを形成 することによって地域全体としてのポテンシャルを高める総合的な地域振興を図 る。
- 中山間地域の気候を活かした棚田米などの特色ある農産物や加工品づくり、N POやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーン ツーリズムを促進する等、地域の特性にあった農業の振興を図る。
- 農林業の体験や自然とのふれあいの場の提供など、恵まれた自然環境や地域資源を活用し、都市との交流・連携を促進する。
- 新品種の開発やブランド化、高収益園芸産地の育成など、後継者が展望を持て る収益性の高い農業の振興を図り、意欲的で産地をリードする担い手の支援体制 を整備する。
- 良質な農林水産物の販売、生産者と消費者との交流、地域の活性化を推進する ため、直売所の整備など、多様な販路の確保に努めるとともに、地産地消の取組 を推進する。
- 優れた県産農産物の販売拡大のため、アジア地域などを中心に輸出先及び輸出 品目の拡大を図る。
- 森林施業の共同化・集約化や高性能林業機械の導入などを促進し、森林の持つ 木材生産機能が持続的に発揮されるように努める。
- 新規林業就業者及び意欲的林業経営者の育成・確保に努めるとともに、中間流通を省いた産直住宅や安定供給体制の整備に取り組み、県産材の需要拡大を推進する。
- 九州歴史資料館を核に県内市町村及び関連施設との連携を図り、文化財保護活動の充実と文化資源の保存・継承を図り、県民への情報提供や県民が文化財に親

しむ環境づくりを進める。

- 郷土の歴史及び文化に触れることのできる史跡の活用を促すとともに、近代化 遺産、伝統的建造物群保存地区、文化的景観などの保存・活用を推進する。
- 新たな観光資源の開発や地域の魅力を高める観光地づくりを進める。

5 県土の保全と安全性の確保

(1) 安全・安心な県土づくりに向けた施策

- 災害の危険性が高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度など を活用して安全な土地利用を誘導するとともに、地震に強い都市構造の形成に努 める。
- 突発的な集中豪雨や台風などによる浸水被害の軽減や再発防止のため、河川改修事業や雨水流出抑制対策などに加え、河川情報基盤の整備などソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する。
- 土石流、がけ崩れなどの土砂災害を未然に防止するため、砂防設備の整備や急 傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の設置などを計画的に推進する。また、 土砂災害警戒区域などの指定や警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。
- 高潮をはじめとする自然災害や海岸侵食から県民の生命、財産を守り、県土を 保全するため、堤防、護岸などの整備を推進する。
- 道路・橋梁の豪雨や地震などに対する安全性の点検などを実施し、緊急度に応じて、危険箇所の防災工事や橋梁の震災対策工事、緊急輸送路確保のための道路 整備などを計画的に推進する。
- 建設中のダムについては、自然環境の保全に配慮しつつ、計画的に進めるとと もに、水供給の安定化を図るため、広域的な水利用を促進する。また、水源地域 の生活環境、産業基盤などの整備や、水質を保全する水源地域対策を図る。
- 水源のかん養、国土の保全、環境の保全など森林が持つ多面的機能を維持・増進させるため、地域森林計画に基づく森林の整備、保安林の指定、山地災害の防止、森林病害虫などの防除や野生鳥獣による被害の防止など森林の適正な管理を図る。
- 水源のかん養のため、水源地域などの森林を「水源の森」として整備する。
- 森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を社会全体で守り育て、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、荒廃した森林の再生を図る間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、県民参加の森林づくりを推進する。
- 間伐団地の設定と路網整備などによる効率的な間伐を実施するとともに、長伐 期林や複層林など多様な森林の造成を図る。また、間伐材の有効利用を推進する。
- 森林の持つ多面的な機能を持続的に発揮させるため、人工林内に繁茂した侵入

竹の解消を図る。

(2) 安全・安心な地域社会の形成に向けた施策

- 安全で安心な県民生活を実現するため、福岡県安全・安心まちづくり条例に基づき、市町村、県民及び事業者と連携・協力し、犯罪の防止に配慮した道路、住宅などの普及等総合的な対策を実施する。
- 安全で安心な県産農産物を提供するため、減農薬、減化学肥料栽培を推進する ほか、GAP(農業生産工程管理)の導入促進や各種安全に関する制度の周知、 食品表示の適正化などを推進する。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による「福岡県耐震改修促進計画」 に基づき、計画的に住宅・建築物の耐震診断・改修を促進するなど、災害に強い 居住環境を形成する。
- 老朽化した木造住宅が密集して災害危険度が高い地域、道路・緑地などの基盤が未整備である地域においては、住宅市街地総合整備事業や住宅地区改良事業などを活用し、良好な居住環境を形成する。
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法) や福岡県福祉のまちづくり条例の運用により、高齢者、障害者などをはじめとす る全ての県民が安全かつ快適に生活できるまちづくりを促進する。
- 高齢者向け優良賃貸住宅の供給など、保健・医療・福祉サービスと連携した多様な住宅供給を促進する。また、公共賃貸住宅については、高齢者などが安心して住み続けられるよう、居住環境に配慮した住宅整備を促進する。さらに、既存住宅のバリアフリー化を促進する。
- 市街地における交通量の多い幹線道路の踏切の立体交差化を進める。
- パーク・アンド・ライドを推進するため、中心市街地及び駅などの交通結節点 において、駐車場の計画的な整備を促進する。
- 安全で快適な道路交通環境を確保するため、事故危険箇所の改善や、誰もが安 心して通行できる幅員及びバリアフリー歩行空間の整備を促進する。
- 地域における医療機関の相互連携や機能分担を推進するとともに、へき地における医療サービスの充実を図り、県民誰もが、どこでも、安全で安心できる質の高い医療が受けられる体制を構築する。
- 必要な介護サービスを安心して受けることができるように、介護施設の計画的な整備を図る。
- 子どもを安心して生み育てることができる地域社会の形成を図るため、地域子育て支援拠点や保育所などの子育て支援施設の整備を促進する。

6 環境の保全と美しい県土の形成

(1) 循環と共生の社会の実現に向けた施策

- 廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、これらを支えるリサイクル技術と社会システムの開発、資源を有効活用したリサイクル産業の振興など総合的な施策を講じる。
- 産業廃棄物処理施設については、福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争 の予防及び調整に関する条例の適正な運用により、その確保に努める。なお、施 設の立地に当たっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 一般廃棄物処理施設については、リサイクルセンターや熱回収施設(焼却施設) などの効率的かつ計画的な整備を促進する。なお、施設の立地に当たっては、自 然環境及び生活環境の保全に配慮する。
- 市町村などにおける広域的なゴミ処理のネットワークの構築を促進することにより、一般廃棄物の適正で効率的な処理を推進する。また、市町村の広域的一般 廃棄物処理システム、ダイオキシン類対策及びゴミのサーマルリサイクル (熱回収)として有効なRDF発電を引き続き推進する。
- 不法投棄など不適正処理の防止のため、排出事業者・処理業者への指導、取締りの強化、処理実態の的確な把握とそれを踏まえた効果的な監視指導を実施する。また、ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物処理計画に沿った処理の促進、公共関与事業の推進などを行い、産業廃棄物の適正な処理を推進する。
- リフォームが容易で、省エネルギー性能の向上や自然エネルギーの活用、リサイクル材の活用など、環境に配慮した住宅の普及促進に努める。また、地域産材などを活用した木造住宅の普及を促進する。
- 地域間の水供給能力の格差解消を図るため、地域間、水道事業者相互の水融通、 水利用の広域化を可能とする水のネットワークの構築を進める。
- 良質たい肥の生産施設や散布機械の整備などの取組を支援するとともに、耕畜 連携による循環型農業の確立を図る。
- 地球温暖化を防止するため、風力、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用促進を図り、下水汚泥や木質資源などに由来するバイオマスエネルギーを積極的に活用するなど、新エネルギー利用の普及を促進することをはじめ、「福岡県地球温暖化対策推進計画」に基づき、県民・事業者・行政が一体となり、省エネ、省資源に向けた取組を進める。
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)などの適切な運用により、生物多様性の確保や生態系の維持に努める。また、鳥獣害対策については、 鳥獣保護法及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防除、生息環境管理など総合的な対策を実施する。
- 地域の特色ある自然環境の保全を図るため、生物多様性の重要性や希少野生生

物の保護についての情報提供や意識啓発を図るとともに、地域の生態系などに影響を及ぼしている外来生物に対する取組を進める。

- 生活環境の改善、河川・海域などの水質保全を図るため、下水道や浄化槽など 汚水処理施設の整備を進める。
- 閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・ 事業場の排水による汚濁負荷及び農地などからの面源負荷の低減対策や、緑地の 保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。
- 土壌汚染による健康リスクを低減するため、土壌汚染対策法を踏まえ、土地所 有者などに対して、土壌の汚染状況の調査や汚染土壌の除去などを指導する。

(2) 美しくゆとりある県土形成に向けた施策

- 福岡県美しいまちづくり基本方針に従い、NPOやまちづくり団体、県民など とのパートナーシップによる美しいまちづくりを推進する。また、景観法に基づ く景観計画の策定などを通じ、広域的な景観づくりを推進する。
- 道路交通の安全性、快適性を確保し良好な道路交通環境の保全のため、歩道などへの植栽や、適切な維持管理による道路緑化環境を整備する。また、電線共同 溝などの整備を図る。
- 優れた自然の風景地及び自然環境を保全することが特に必要な区域を自然公園 や自然環境保全地域など目的に合わせて指定するとともに、適正な維持・管理を 行う。
- 市街地における貴重な緑地としての中核施設である都市公園や、優れた自然の 風景地であり屋外レクリエーションの場となっている自然公園の整備を推進する。
- 県民の森をはじめとして、自然とふれあえる森林空間を整備する。
- 県民参加の森づくり、里山づくり、河川美化など自然豊かな「緑あふれるふく おか」づくりを推進する。
- 周辺地域の自然環境や景観との調和を図りつつ、県民にやすらぎとうるおいを 与える河川及び港湾の水辺空間の整備を促進する。
- 自然環境との調和を図るため、環境に配慮した海岸の整備を推進し、快適でうるおいのある海岸空間の充実を図る。
- 良好な市街地環境の形成のため、建築基準法、景観法などに基づく建築協定、 緑地協定、景観計画等の積極的な活用を促進する。
- 市街化区域内農地について、緑地確保の必要がある場合には、生産緑地制度を 活用し保全を図る。
- 生活道路などが未整備である住宅地や良好な景観を有していない住宅地など、 住環境の整備改善を必要とする住宅地においては、街なみ環境整備事業など各種 住環境整備事業を活用し、住民の発意と創意を尊重したうるおいのある居住環境

づくりを促進する。

- 生態系保全や景観形成などの農業が有する多面的機能の維持増進を図るため、 水路、農道、ため池などの農業用施設の環境に配慮した整備・保全を促進する。
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づき、歴史的・文化 的風土の保存、文化財の保護などを推進する。
- 良好な環境を確保するため、開発に当たっては、自然環境への配慮や自然に親しむための工夫を施すとともに、特に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業については、実施段階において環境影響評価を推進する。

7 土地利用転換の適正化

- 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化によっては、速やかに計画の見直しなどの適切な措置を講ずる。さらに、農林業的土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。
- 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域 農業や地域景観・自然環境などに及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計 画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十 分考慮する。
- 森林の利用転換を行う場合には、国土の保全、自然環境の保全などの多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。
- 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域を も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全など に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向など地域の 実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくり の総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画などとの整合を図 る。

8 土地の有効利用の促進

(1) 都市部の整備に関する施策

- 都市計画法に基づく開発許可制度の適正な運用により、良好な宅地を整備する とともに、市街地の無秩序な拡散を防止する。
- 都市構造に影響のある大規模集客施設は、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」における「広域拠点」及び「拠点」に誘導し、それ以外での立地を原則として抑制していく方針の下、関係する市町村と連携しながら集約型の都市構造への転換を図る。
- 安全で快適な居住環境の創出、健全な市街地の形成を図るため、土地区画整理 事業を促進する。
- 細分化された宅地の統合や公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保を 一体的・総合的に行うため、市街地再開発事業を促進する。
- 中心市街地における集客力向上のため、商店街の空き店舗活用事業、共同施設の整備など、まちづくりと一体となった商店街の活性化に向けた取組を支援する。
- 子育て支援施設、福祉施設、店舗などの賑わい施設を併設した住宅など優良な 街なか住宅の供給促進や、街なかにある空き家の有効活用並びに公共施設の街な かへの立地誘導とユニバーサルデザイン化を図ることにより、街なか居住を促進 する。
- 良質な住宅ストックの形成のため、住宅市場における住宅の質に関する情報提供などを促進する。
- 街なか居住の促進や郊外住宅団地の再生などを図るため、「あんしん住替え情報 バンク」を活用し、既存住宅の流通促進に取り組む。
- 郊外住宅団地の再生を図るため、NPO などによる地域コミュニティの活動や住宅のバリアフリーリフォームなどを支援する。

(2)農山漁村部の整備に関する施策

- 農業振興地域制度や農地転用許可制度の適正な運用により、優良農用地を確保 するとともに、その有効利用を促進する。
- 食料の生産力向上のため、ほ場整備事業や農業経営基盤強化促進事業などを実施し、意欲ある担い手への農作業の集約化を促進する。また、集落営農組織は農業生産法人へ誘導し、特定農業法人へと発展させるなど法人化を図る。
- 耕作放棄地については、農作業の集約や放牧地利用など農用地としての利用を促進するほか、市民農園や観光農園などへの有効利用も促進する。また、中山間地域においては、交通対策、医療対策、IT活用など、条件不利地域の各種振興策など総合的な対策を図ることにより、人口減少を抑制し、耕作放棄地や荒廃森林の発生を防止する。
- 農地・水・環境保全向上対策や中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や農

業用水路などの農業生産基盤の維持・保全や農業の持つ多面的機能の健全な発揮 に向けた取組を支援する。

- 都市部と農山漁村部との二地域居住など、地域振興施策との連携による多様な 住まい方を選択できる取組等を行うことにより、農山漁村部における定住を促進 する。
- 自然環境の保全に配慮しつつ、高密度路網を目指した林道・作業道の計画的な 整備を推進する。
- 漁村の生活環境や労働環境の改善を図るため、漁港や共同利用施設などを整備 するとともに、都市生活者や異業種との交流を行い、漁村の活性化を促進する。

(3) 産業用地の整備に関する施策

- 産業用地を確保するため、市町村などと連携し、工業団地の新規開発を積極的に推進する。また、工場適地の指定や農村地域工業等導入地区の設定、工業地域の指定により工場立地の計画的誘導を図る。
- 工場の適正立地を図るため、工場立地法に基づき特定工場の届出に関する審査 及び助言指導、現地調査を行う。
- 既存の工業団地のうち未分譲のものなどの有効利用を促進する。
- 企業の遊休地など民間が所有する未利用地の利用・開発を促進する。

9 県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

○ 県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や土地基本調査、 自然環境保全基礎調査など県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その 総合的な利用を図る。また、県民ニーズに対応した土地情報を整備し、広く県民 向けに情報提供を行う。

10 計画の推進及び指標の活用

○ 計画の推進に当たっては、利用区分別の利用動向の把握や県土利用に関する施 策の現状と課題の把握など、その管理・運営を適切に行うとともに、各種指標を 活用して計画の総合的な点検を行う。

第4 地域別の措置

1 福岡地域

福岡地域は、商業・サービス産業を中心とした第三次産業が集積するとともに、全国で4番目の国立博物館として九州国立博物館が開館するなど、アジアとの交流の窓口として国際交流・連携が進んでおり、今後、アジアの交流拠点としての役割を果たしていくことが求められている。

本地域では、業務・商業機能をはじめ、交通・物流機能、知的・学術・文化機能、情報発信機能などの中枢的都市機能をさらに充実させるため、九州新幹線鹿児島ルートの全線開業に向けた博多駅周辺地域などの整備を進めるほか、福岡空港や博多港の機能強化、九州大学学術研究都市構想の促進、福岡アジアビジネス特区の推進によるアジアビジネスの拠点化、各拠点施設へのアクセス道路の整備などを進め、活気あふれる都市形成を図る。併せて、九州大学の移転に伴う伊都キャンパスや箱崎、六本松キャンパス跡地及びその周辺地域では、地域活力の向上に繋がる土地利用を検討する。

また、急激な都市機能の集積によって悪化した交通渋滞を解消し、安全で快適な道路交通環境を確保するため、福岡都市高速道路 5 号線の建設など都市交通の円滑化を促進するほか、安定的な水供給のための水源整備や広域利水の促進、北部福岡緊急連絡管の整備、台風などによる豪雨災害に対する総合的な治水対策を行うとともに、環境や防災面に十分配慮しつつ、都市部の低未利用地を有効活用するなど、安全で快適な都市空間の整備を進める。

さらに、水素エネルギーやロボット、システムLSIなどの先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、自動車関連産業を集積させるために、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

大消費地である福岡市を有する地理的条件を活かし、都市近郊型農業の振興を図るとともに、市民農園などを活用し都市との交流を図る。都市近郊の森林は、良好な生活環境を確保するため、レクリエーションなどの場として整備を図るほか、その適切な維持・管理に努める。

2 筑後地域

筑後地域は、豊かな自然と文化・歴史に恵まれ、多様な産業が展開し、個性ある都市が存在する魅力に満ちた地域であり、今後、福岡都市圏への近接性を活かしつつ、新たな都市圏の形成が求められている。

本地域では、今後とも、都市と農山漁村の特性を活かした特色ある地域づくりを進

め、県民のニーズに対応した、自然を活かした文化圏を形成することにより、地域の 未来を拓く先駆的な取組として筑後ネットワーク田園都市圏の創造を目指す。

また、本地域の産業、経済の活性化に大きく寄与する九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、沿線地域の整備を促進するとともに、アクセス道路などの駅周辺整備を推進する。併せて、有明海沿岸道路や幹線道路、三池港など交通・物流網の整備を促進するとともに、オフィスアルカディア構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を図る。

さらに、筑後景観憲章に基づき、矢部川流域景観テーマ協定をはじめとする広域的な景観の保全・整備のルールづくりや景観モデル地区の形成を促進するとともに、筑後川水系における河川改修による治水安全度の向上や既設ダムへの導水による適切な水管理の促進、筑後広域公園の整備、有明海の環境保全・水質改善を図るなど、美しくゆとりがあり、安全・安心な地域づくりを進める。加えて、大牟田エコタウン「ゼロエミッション(ごみゼロ)構想」に基づき、先進的な環境調和型のまちづくりを推進する。

県下最大の食料供給基地として、国内産地や輸入農産物に負けない産地づくり、消費者が求める農産物づくりを進めるために、低コストで高品質な農産物生産を実現する新技術や省力栽培技術を導入し、意欲的で産地をリードする農業者への支援や生産基盤の整備を積極的に行う。また、県下でも有数の林業地帯である本地域の林業振興のため、生産基盤と定住環境の一層の充実を図る。

久留米アジアバイオ特区などを活用し、アジアにおけるバイオ産業拠点の形成を進め、自動車関連産業を含めた先端成長産業の育成並びに集積を図るほか、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。

3 筑豊地域

筑豊地域は、福岡・北九州都市圏に近接し、県土軸の交差する位置にある。本地域では、これまで産炭地域振興対策などの実施により、産業基盤や生活環境整備を中心に各種の整備が進められてきたが、今後は地域の産業・文化などの地域資源を総合的に把握し、新たな地域振興施策を展開することにより、魅力あふれる地域づくりを進めることが求められている。

本地域では、福岡・北九州都市圏との連携強化や多様な地域間の交流を図るため、地域活性化インターチェンジなど基幹交通網や高度情報通信基盤の整備を推進するとともに、新しい産業構造への転換を図るため、振興拠点施設として直鞍産業振興センター(アドックス福岡)、e-ZUKAトライバレーセンター、たがわ情報センターの活用を図るほか、大学と連携し学術研究機能の高度化と拠点化を図る。

また、地域への定住促進に向けて、水資源の確保、河川の整備、下水道の整備など

居住環境の整備を進めるとともに、福岡県北東部地方拠点都市地域整備構想に基づき、 植木メカトロビジネスタウン拠点地区、感田東流通・定住拠点地区の地域整備を推進 する。

さらに、農業生産基盤の整備、花き類のブランド化の促進、特長ある米づくりの推進、直売所を核とした消費者との交流など筑豊農業の活性化を図る。併せて、遠賀川上流の森林は、複層林の造成などにより、森林の多面的機能の強化を図るとともに、森林の管理水準の一層の向上を図る。

システムLSI設計開発拠点の形成、飯塚アジアIT特区などを活用したITビジネスの拠点化、企業誘致などによる自動車関連産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、英彦山や温泉、上野焼や食文化、旧伊藤伝右衛門邸、嘉穂劇場、平成筑豊鉄道など多様な観光資源のネットワーク化などを通じ、観光の振興を図る。

4 北九州地域

北九州地域は、九州の玄関口であるとともに、東九州軸の拠点地域である。その地理的優位性を活かしつつ、北部九州における大都市圏としての機能強化と新たな産業の展開を図ることが求められている。

本地域では、国際物流拠点の形成に向けて、北九州空港や北九州港、苅田港などの物流基盤の機能強化を進めるほか、東九州自動車道の整備促進、幹線道路の整備推進、北九州市国際物流特区を活用した産業の集積、新産業の創出などを図る。併せて、北九州学術研究都市整備構想の促進など学術研究機能、都市機能の高度化と拠点性の向上を図る。また、水資源の確保、河川整備の推進、北部福岡緊急連絡管の整備などを図ることにより、安全・安心かつ快適な生活環境を創出する。さらに、自動車関連、水素エネルギー、ロボット、システムLSIなど先端成長産業の育成並びに集積を図るとともに、市町村と連携し、工業団地の新規開発を促進する。加えて、営農集団を育成するなど生産体制の強化を行うことにより都市近郊型農業の振興を図る。都市近郊の森林は、レクリエーションなどの場として整備を図るほか、適切な維持・管理に努める。

北九州都市圏では、近年、自動車や半導体関連産業などの加工組立型産業、公害克服の歴史の中から生まれた環境産業の集積が進んでいる。今後は、地元企業の競争力向上、知的基盤の充実、企業誘致などにより、先端成長産業の集積を図るとともに、北九州エコタウン事業の推進により、環境リサイクル産業の集積を促進する。

京築地域では、近年、自動車関連産業の集積が進んでいる。今後は、拠点都市での 都市機能の整備と産業集積を促進するとともに、農山漁村については、生産基盤及び 生活環境の整備を進めるとともに、都市との交流を促進する。併せて、京築連帯アメ ニティ都市圏構想に基づき、京築地域一体での広域的な地域振興を推進する。

第5 県内で特に必要とされる措置

本計画の第1から第3に掲げる基本構想、規模の目標、必要な措置を基本としながら、計画の実効性を確保することを目的に、本県にとって特に必要とされる措置について、以下の調整方針を詳述する。

1 広域的な調整を必要とする土地利用に係る方針

(1) 広域的な視点による地域振興策の策定

大都市へ都市機能が過度に集中するこれまでの都市形成から、県内各地に産業や公共施設、生活関連施設などをバランスよく配置し、市町村を越えた広域的な相互補完により地域全体として都市機能や居住環境の快適性を高めるネットワーク型の地域づくりを目指し、筑後ネットワーク田園都市圏構想や京築連帯アメニティ都市圏構想のような広域的な地域振興策を策定・実施する。

(2) 広域的な産業拠点の配置・誘導

空港や港湾などの物流拠点の機能充実や、それらヘアクセスする高速道路、幹線道路の整備を図るとともに、物流面での利便性が高い高速道路のインターチェンジや幹線道路の周辺地域において産業拠点の整備を促進する。また、産業拠点の配置・誘導に関しては、工業系の用途地域や低未利用地などを優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

(3) 広域的な大規模集客施設の立地誘導

大型商業施設、公共施設などの大規模集客施設の立地については、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「広域拠点」及び「拠点」への誘導を基本とする。

周辺の市町村に影響を及ぼすと考えられる概ね床面積の合計が 1 万㎡以上程度の商業娯楽系施設や、国・県が整備する公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、広域から多くの人が集まり、公共交通によるアクセスが確保されている「広域拠点」への誘導を図る。

(4) 広域的な景観形成

良好な景観は、県民に安らぎとうるおいを与えるとともに、地域の魅力を高めるための重要な要素である。

市町村を越えるような広域的な景観形成については、筑後地域において進めている「筑後景観憲章」や「矢部川流域景観テーマ協定」のように、県や関係市町村、国の関係機関、地域団体、NPOの多様な主体が参画し広域景観の基本方針を定め、景観法による景観計画の策定や景観地区の指定などに繋げるとともに、多様な主体が連携するパートナーシップによる景観づくりを推進する。

2 市町村ごとの土地利用に係る調整方針

(1) 産業の活力を支えるための土地利用の方針

工業団地の立地誘導に当たっては、工業系の用途地域や低未利用地などへの誘導を優先する。なお、農用地などの土地利用転換を伴う場合は、地域農業や周辺地域の環境などに十分配慮する。

産業用地の計画的整備及び供給体制を形成するため、市町村の団地計画の策定指導を行うとともに、市町村との連携を図り、許認可などの手続きの円滑化・迅速化に努める。

(2) 都市の活力を支えるための土地利用の方針

立地の影響が一つの市町村の範囲内にとどまる程度の概ね床面積の合計が 1 万㎡以下程度の商業娯楽系施設や公共施設などの立地については、各市町村や県民の意見に配慮しつつ、「福岡県大規模集客施設の立地ビジョン」の土地利用方針により、「拠点」への誘導を図る。

また、各市町村に対しては中心市街地の活性化に向け、地域特性を活かした基本計画の策定などに対し適切に助言を行う。

(3) 中山間地域の活力を支えるための土地利用の方針

中山間地域は、生物多様性の確保、豊かな自然環境や美しい景観、国土保全機能をはじめとした農業・森林の有する多面的機能が県民全てに享受されるなど、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた産業基盤の整備や良好な生活環境を整備する必要がある。特に、農業については、担い手への農作業の集約化、集落営農組織の法人化、中山間地域の気候を活かした棚田米など特色ある農産物や加工品づくり、NPOやまちづくり団体、地域住民などの多様な主体による地域ぐるみのグリーンツーリズム等を促進して活性化を図る。林業については、林道の整備や森林施業の共同化・集約化、高性能林業機械の導入などを促進して活性化を図る。生活環境の整備については、情報通信インフラの整備を積極的に推進する。

また、拡大傾向にある耕作放棄地については、一筆ごとに調査を実施し、現状に応じて営農が再開できる土地及び当面保全管理すべき土地と、森林、原野化してい

るなど農用地に復元することが困難な土地に区分し、前者と区分された土地については、農業生産基盤の整備や市民農園、放牧利用など各種施策の活用により有効利用を促進し、後者と区分された土地については、林地として利用するなど、耕作放棄地の解消に努める。

荒廃した森林の再生については、森林環境税を活用し、県民共有の財産である森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐために、間伐などの森林整備を積極的に実施するとともに、森林を社会全体で守り育てる気運の向上を図るために、県民参加による森林づくりを推進する。また、公益上特に重要と認められる森林については、公的に取得したうえで健全な状態に再生し保全する。

さらに、地域の活力を維持し、魅力ある地域としていくため、都市部との二地域 居住など、地域振興施策との連携による多様な住まい方を選択できる取組等を行う ことにより、地域定住を促進する。

(4) 良好な景観形成を支えるための土地利用の方針

各市町村の都市部、農山漁村部における良好な景観を保全・形成するため、市町村が景観法による景観行政団体として景観計画の策定や景観保全に関する条例の制定を行うなど、景観行政を積極的に展開することを促す。

(5) 市町村計画の策定に係る調整方針

市町村計画の策定に係る協議に当たっては、地域の実情に応じた施策を助言するとともに手続きの簡素化に努める。

3 県土利用に関する地理情報の整備

各種の土地利用に係る規制や計画図などの地理情報を整備し、円滑な活用を図る。 また、市町村計画の策定に当たっては、図面情報を積極的に提供するなど、計画策 定を支援する。